

40歳以上対象

ピロリ菌抗体検査を実施します

申し込み・問い合わせ先 健康づくり推進課 健康推進班 ☎(248) 1173

胃がんや胃炎の発生に深い関わりがあるといわれている、ピロリ菌の抗体検査を実施します。

●検査内容

血液検査で血液中のピロリ菌抗体を調べます。抗体が一定以上ある場合には陽性となり、ピロリ菌の感染があると考えられます。
※ピロリ菌抗体検査の結果が陰性でも、胃がんなどの病気になるかわりにはありません。また、胃がんにかかるリスクを調べるもので、胃がんを発見するものではありません。

●対象者

令和2年3月末時点で40歳以上の市民。ただし、次に当てはまる人は対象外です。
・胃、その他消化器系に症状がある人
・食道、胃、十二指腸の疾患で治療中の人
・現在、ピロリ菌治療中または過去にピロリ菌除菌治療歴がある人
・過去にピロリ菌検査を受けたことがある人
・過去に胃の手術を行ない、全部摘出した人
・慢性腎不全の人

事前に市へ申請が必要です。申請受け付け後、受診券を発行します。検査の際にお持ちください。

●申請受付期間

5月13日(月)～令和2年1月31日(金)

●検査実施期間

6月3日(月)～令和2年2月29日(土)

●ところ

①特定健診・後期高齢者健診と併せて検査を希望する人
菊池養生園

②がん複合健診の特定健診同時実施日に特定健診と併せて検査を希望する人
がん複合健診の実施会場
※特定健診同時実施日であっても、ピロリ菌検査単体のみは受けられませんのでご注意ください。

③ピロリ菌抗体検査のみ希望する人

菊池養生園
菊池市泗水町吉富2193-1
☎0968(388) 28220
※事前に養生園へ検査日を確認してください。

●自己負担額 1,700円(検査に係る費用のうち4,088円を市で負担します)

退職(失業)による

国民年金保険料の特例免除制度

問い合わせ先 保険年金課 ☎(248) 1275 熊本西年金事務所 ☎(353) 0142

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることになりません。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があり、退職(失業)した年の翌々年の6月まで、特例免除制度を利用できます。(退職には自己都合退職も含まれます)

この特例免除では原則、対象者本人の所得を除外して審査が行なわれます。また、被扶養配偶者だった人も配偶者が特例免除に当てはまれば、同時に免除申請をすることによって免除が認められます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

●手続きに必要なもの

①年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
②認め印(本人が署名する場合は不要)

保険料の免除・猶予期間がある人への追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増やすために、これらの期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納の申し込みは、熊本西年金事務所までお願いします。

健診から始める健康づくり

健康診査を受診しませんか

問い合わせ先 保険年金課 ☎(248) 1275 健康づくり推進課 健康推進班 ☎(248) 1173

自覚症状が出にくい生活習慣病

高血圧、高血糖、脂質異常症、腎臓の機能が低下するなどの生活習慣病は、初期では自覚症状がみられません。自覚症状が出現するのは動脈硬化が75～90%ほど進行した頃で、心筋梗塞や狭心症、脳梗塞を起こす恐れがある危険な状態です。

健診で動脈硬化の状態確認を

症状が出ないうちに健診で早めに異常に気づき、食事などの生活習慣を改善することで、生活習慣病を発症するリスクを小さくできます。年に1回健診を受診し、体の変化を見落とさないようにしましょう。

26～74歳までの国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療保険加入者(申込者)には、5月上旬に健診日程や問診票などを郵送しますのでご確認ください。



健診種類	生活習慣病健診	特定健診		後期高齢者健診
対象年齢	26歳～39歳	40歳～74歳		75歳以上
対象者	市国民健康保険加入者	加入の社会保険で健診を受ける機会がない人	市国民健康保険加入者	社会保険加入者
料金	1,500円		1,500円	800円
受診方法	集団健診		加入の保険者に確認してください	集団健診 個人健診
実施主体(問い合わせ先)	保険年金課	健康づくり推進課	保険年金課	保険証記載の保険者

※健診は空腹状態(できるだけ10時間以上飲食しない)で受診してください。

今年度からの

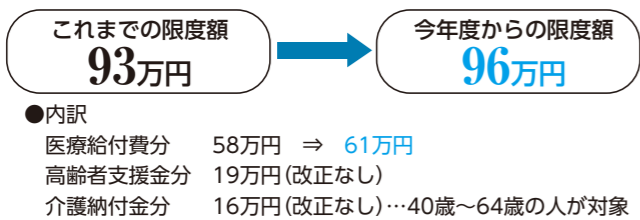
国民健康保険税を改正しました

問い合わせ先 税務課 市税班 ☎(248) 1114

税制改正により、今年度から左記の2点が変更されました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。



①世帯当たりの課税限度額(上限額)の引き上げ



②保険税軽減対象の拡大

均等割と平等割の5割・2割軽減の対象が見直されました。次の——部分が改正されました。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円以下の場合(改正なし)
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+ 28万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の場合
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+ 51万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者数) 以下の場合